

# 伊 勢 市 公 報

第 203 号  
平成 26 年 4 月 21 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則	20
○ 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	23
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程	29
○ 伊勢市地域包括支援センター運営規程を廃止する規程	42
○ 伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令	44
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	62
○ 市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程	65
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務の委託について	67
○ 指定代理納付者の指定について	68
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	69
○ 指定介護予防支援事業の廃止について	70
○ 地域包括支援センターの設置について	71
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	72
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	73
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	74
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	75
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	76
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日等を定めることについて	77
・ 候補者届出書等の提出場所について	78
○ 豊浜土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	79
・ 選挙長の行う告示の方法について	80
・ 候補者届出書等の提出場所について	81
・ 候補者届出書等の様式について	82
・ 投票用紙等に押すべき印について	83
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	84
・ 選挙立会人の選任について	85
・ 投票用紙の様式について	86
<b>豊浜土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示</b>	
○ 豊浜土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	88
・ 無投票の確定について	90
・ 選挙会の日時及び場所について	91

**豊浜土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示**

- 豊浜土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長関係
  - ・ 候補者の届出について 92
  - ・ 無投票の確定について 94
  - ・ 選挙会の日時及び場所について 95

**上下水道告示**

- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて 96
- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について 97
- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて 98
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 99
- 流域関連公共下水道の供用開始について 100

**公 告**

- 伊勢市森林整備計画の公表について 101
- 職権による住民票消除について 102
- 印鑑登録の職権抹消について 103
- 犬の抑留について 104

**上下水道事業公告**

- 公共下水道事業受益者負担金の平成 26 年度賦課対象区域について 105

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条—第 5 条」を「第 3 条—第 4 条」に、「第 6 条—第 9 条」を「第 5 条—第 8 条」に、「第 10 条—第 22 条」を「第 9 条—第 20 条」に、「第 23 条」を「第 21 条」に、「第 24 条」を「第 22 条」に、「第 25 条—第 28 条」を「第 23 条—第 26 条」に、「第 29 条・第 30 条」を「第 27 条・第 28 条」に、「第 31 条—第 35 条」を「第 29 条—第 33 条」に改める。

第 2 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条」に改め、同項第 3 号中「伊勢市総合支所設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 15 号）」の次に「第 1 条」を加える。

第 3 条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表総務部の部危機管理課の項を削り、同部の次に次のように加える。

危機管理部

危機管理課 危機管理係 防災係 防犯係

防災施設整備課 防災施設整備係

第 3 条の表情報戦略局の部行政経営課の項を削り、同部広報広聴課の項の前に次のように加える。

企画調整課 企画調整係

財政課 財政係

第 3 条の表健康福祉部の部健康課の項を次のように改める。

健康課 地域医療係 母子保健係 健康増進係 介護予防係

第3条の表健康福祉部の部介護保険課の項中「介護保険料係」を「介護保険料係 地域包括支援係」に改め、同部生活支援課の項中「福祉総務係 支援係」を「生活支援係」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉総務課 福祉総務係 福祉法人監査係 臨時福祉給付金係

第3条の表健康福祉部の部長寿課の項及び障がい福祉課の項を削り、同部に次のように加える。

高齢・障がい福祉課 高齢福祉係 福祉支援係 障がい福祉係

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表総務部の部危機管理課の款を削り、同部課税課の款税務係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同部収税課の款徴収第二係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 固定資産評価審査委員会に関すること。

第6条の表総務部の部の次に次のように加える。

危機管理部

危機管理課

危機管理係

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 国民の保護に関すること。

防災係

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 地域防災計画作成の統括に関すること。
- (3) 災害対策本部の統括に関すること。
- (4) 地震災害警戒本部に関すること。

- (5) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (6) 防災知識の普及及び啓発に関すること。
- (7) 自主防災組織に関すること。
- (8) 防災行政無線の管理運営に関すること。
- (9) その他防災に係る総合調整に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。
- (11) 部の庶務に関すること。
- (12) 部内の調整に関すること。
- (13) 部内他課の主管に属しないこと。

#### 防犯係

- (1) 防犯推進協議会に関すること。
- (2) 防犯意識の啓発に関すること。
- (3) 自主防犯活動の推進に関すること。
- (4) 防犯関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 防犯灯の維持管理に関すること。
- (6) その他防犯に関すること。

#### 防災施設整備課

##### 防災施設整備係

- (1) 防災施設の整備に関すること。
- (2) 防災施設の維持管理に関すること。
- (3) 防災施設の調査、設計及び実施監督に関すること。
- (4) 主管する工事等の検査に関すること。

第6条の表情報戦略局の部行政経営課の款を次のように改める。

#### 企画調整課

##### 企画調整係

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 市政の基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (3) 伊勢地区地域審議会に関すること。
- (4) 定住自立圏構想に関すること。
- (5) 局内の調整に関すること。
- (6) 局内他課及び室の主管に属しないこと。

第6条の表情報戦略局の部広報広聴課の款の前に次のように改める。

#### 財政課

##### 財政係

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 歳入歳出予算の配当令達に関すること。
- (3) 予算執行の統制及び指導に関すること。
- (4) 財政調査及び財政計画に関すること。
- (5) 地方交付税、地方譲与税及び交付金（課税課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 市債に関すること。
- (7) 基金（積立金）及び債権の管理に関すること。
- (8) 財政状況の公表に関すること。
- (9) 決算に関すること。
- (10) その他財政に関すること。

第6条の表情報戦略局の部広報広聴課の款広報広聴係の項中第9号を削り、同表環境生活部の部市民交流課の款市民交流係の項第8号中「国際化施策の企画及び調整」を「多文化共生に関する調査研究、企画・調整及び推進」に改め、同項第9号中「国際交流の推進」を「国際化施策

に関する企画・調整及び推進」に改め、同部戸籍住民課の款証明係の項第3号中「及びストーカー行為等」を「、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為」に改め、同表健康福祉部の部健康課の款を次のように改める。

#### 健康課

##### 地域医療係

- (1) 休日・夜間応急診療所に関する事。
- (2) 地域医療及び救急医療に関する事。
- (3) 感染症の予防に関する事。
- (4) 予防接種に関する事。
- (5) 献血に関する事。
- (6) 伊勢市民健康会議に関する事。
- (7) 保健センターの管理に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

##### 母子保健係

- (1) 母子保健事業に関する事。
- (2) その他母子の健康の保持増進に関する事。

##### 健康増進係

- (1) 健康づくり事業の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 成人及び健康増進事業に関する事。
- (3) 精神保健事業に関する事。
- (4) 国民健康保険特定保健指導に関する事。
- (5) その他成人の健康の保持増進に関する事。

##### 介護予防係

- (1) 介護予防事業に関する事。

- (2) その他高齢者の健康の保持増進に関する事。

第6条の表健康福祉部の部介護保険課の款に次のように加える。

#### 地域包括支援係

- (1) 虚弱高齢者の介護予防に関する事。
- (2) 高齢者の総合相談及び支援に関する事。
- (3) 高齢者の権利擁護に関する事。
- (4) 高齢者の虐待防止に関する事。
- (5) 地域包括ケアに関する事。
- (6) 地域包括支援センターに関する事。
- (7) 在宅介護支援センターに関する事。
- (8) その他地域支援事業に関する事。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款福祉総務係の項を削り、同  
款支援係の項を次のように改める。

#### 生活支援係

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 要保護者及び要保護児童の調査及び指導に関する事。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者に関する  
事。
- (4) 中国残留邦人等の生活支援に関する事。
- (5) 保護金品及び中国残留邦人等支援給付金の支払及び経理に  
関する事。
- (6) 生活困窮者自立促進支援に関する事。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款の次に次のように加える。

#### 福祉総務課

##### 福祉総務係

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 福祉の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの調整に関すること。
- (4) 福祉関係団体の育成指導に関すること。
- (5) 社会福祉事業及び社会福祉事業団体に関すること。
- (6) 福祉施設等との連絡調整に関すること。
- (7) 福祉健康センターの管理に関すること。
- (8) デイサービスセンターの管理に関すること。
- (9) 小俣保健センターの管理に関すること。
- (10) ハートプラザみその管理に関すること。
- (11) なごみのやかたの管理に関すること。
- (12) 寄贈金品に関すること。
- (13) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (14) 民生委員推薦会に関すること。
- (15) 保護司等に関すること。
- (16) 災害救助及び援護物資に関すること。
- (17) 旧軍人恩給及び遺家族等援護に関すること。
- (18) 福祉資金貸付事業に関すること。
- (19) 課の庶務に関すること。
- (20) 部の庶務に関すること。
- (21) 部内の調整に関すること。
- (22) 部内他課の主管に属しないこと。

#### 福祉法人監査係

- (1) 社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収、検査、業務停止命令等及び解散命令に関すること。

#### 臨時福祉給付金係

- (1) 臨時福祉給付金に関する事。

第6条の表健康福祉部の部長寿課の款及び障がい福祉課の款を削り、同部に次のように加える。

#### 高齢・障がい福祉課

##### 高齢福祉係

- (1) 老人クラブに関する事。
- (2) 高齢者の敬老祝いに関する事。
- (3) 老人乗合バス運賃助成に関する事。
- (4) 養護老人ホームの入所に関する事。
- (5) 認知症対応共同生活介護事業に関する事。
- (6) その他高齢者の福祉に関する事。

##### 福祉支援係

- (1) 災害時要援護者に関する事。
- (2) 老人福祉センターに関する事。
- (3) 健康ひろばの管理に関する事。
- (4) 高齢者、障害者等の生活環境等の支援に関する事。
- (5) 身体障害者手帳に関する事。
- (6) 療育手帳に関する事。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- (8) 特別障害者手当等に関する事。
- (9) 障害者等の自立支援医療に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

##### 障がい福祉係

- (1) 障害福祉サービス等の給付等に関する事。

- (2) 障害者等の生活支援に関すること。
- (3) 障害者等虐待防止に関すること。
- (4) 相談支援センターに関すること。
- (5) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (6) 重度身体障害者デイサービスセンターに関すること。
- (7) 障がい者就労支援施設に関すること。
- (8) その他障害者等の福祉に関すること。

第6条の表都市整備部の部用地課の款用地係の項に次の2号を加える。

- (5) 公共用地・代替地取得事業（土地取得特別会計）に関する  
こと。
- (6) 土地開発基金（積立金）及び債権の管理に関すること。

第2章第2節中第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第2章第3節中第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第1項中「又室長」を「又は室長」に改め、同条を第13条とし、第15条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条の2第1項中「係、検査室又は健康課」を「係又は検査室」に改め、同条を第19条の2とし、第21条を第20条とし、第22条を削る。

第23条第2項の表地域振興課の項第8号中「及び交通安全」を削り、第3章第1節中同条を第21条とする。

第3章第2節中第24条を第22条とする。

第3章第3節中第25条を第23条とし、第26条を第24条とし、第27

条を第 25 条とする。

第 28 条第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改め、同条を第 26 条とする。

第 29 条第 1 項の表総合支所の項中「係長」を削り、同条第 2 項の表総合支所の項中「主幹」の次に「、係長」を加え、第 3 章第 4 節中同条を第 27 条とし、第 30 条を第 28 条とする。

第 4 章中第 31 条を第 29 条とする。

第 32 条第 2 項中「等（グループを含む。）」を削り、同条を第 30 条とし、第 33 条を第 31 条とし、第 34 条を第 32 条とする。

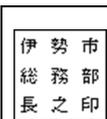
第 35 条中「第 32 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同条を第 33 条とする。

（伊勢市公印規則の一部改正）

第 2 条 伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

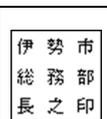
別表部長印の部中

「

	てん書	方 21	部長名 の文書	総務課長	1
---	-----	------	------------	------	---

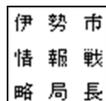
を

「

	てん書	方 21	部長名 の文書	総務課長	1
	れい書	方 21	部長名 の文書	危機管理 課長	1

に改め、

同部  の項中「生活支援課長」を「福祉総務課長」に改め、同



表局長印の部 



 の項中「行政経営課長」を「企画調整課長」  
に改め、同表所長印の部 



 の項中「生活支援課長」を「福祉総  
務課長」に改め、同表課長印の部中

<table border="1" data-bbox="316 607 411 719" style="display: inline-table; vertical-align: middle;">伊勢市健康 福祉部 長寿課長</table>	れい書	方 21	口座振替停止依 頼書	長寿課長	1	を
---	-----	------	---------------	------	---	---

<table border="1" data-bbox="316 808 411 913" style="display: inline-table; vertical-align: middle;">伊勢市健康 福祉部高齡 ・障がい福 祉課長之印</table>	れい書	方 21	預金口座振替納 付書送付明細	高齡・障 がい福祉 課長	1	に
--	-----	------	-------------------	--------------------	---	---

改め、同表所印の部 



 の項中「生活支援課長」を「福祉総務課長」  
に改め、同表センター印の部を削り、同表出納員印の部 



 の

項中「長方縦 16.5 横 16.2」を「長方縦 14 横 36」に改め、同部中

危機管理課の所管事務に係る諸収 入金の収納	危機管理課長	1	を削り、
--------------------------	--------	---	------

債権回収対策室の所管事務に係る 諸収入金の収納	債権回収対策 室長	1	を
----------------------------	--------------	---	---

債権回収対策室の所管事務に係る 諸収入金の収納	債権回収対策 室長	1	に、
危機管理課の所管事務に係る諸収 入金の収納	危機管理課長	1	

防災施設整備課の所管事務に係る 諸収入金の収納	防災施設整 備課長	1
----------------------------	--------------	---

行政経営課の所管事務に係る諸収 入金の収納	行政経営課 長	1
--------------------------	------------	---

企画調整課の所管事務に係る諸収 入金の収納	企画調整課 長	1
--------------------------	------------	---

人権政策課長	1
--------	---

人権政策課長	2
--------	---

生活支援課の所管事務に係る諸収 入金の収納	生活支援課 長	2
--------------------------	------------	---

生活支援課の所管事務に係る諸収 入金の収納	生活支援課 長	1
福祉総務課の所管事務に係る諸収 入金の収納	福祉総務課 長	2

長寿課の所管事務に係る諸収入金 の収納	長寿課長	1
障がい福祉課の所管事務に係る諸 収入金の収納	障がい福祉 課長	1

高齢・障がい福祉課の所管事務に 係る諸収入金の収納	高齢・障がい 福祉課長	1
------------------------------	----------------	---

を

に、

を

を

に、

を

に、

教育委員会事務局学校教育課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局学校 教育課長	1	を
----------------------------------	------------------------	---	---

教育委員会事務局学校教育課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局学校 教育課長	1	に改め、
教育委員会事務局社会教育課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局社会 教育課長	4	
教育委員会事務局スポーツ課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局スポ ーツ課長	7	

教育委員会事務局生涯学習・ス ポーツ課の所管事務に係る諸収 入金の収納	教育委員会 事務局生涯 学習・スポ ーツ課長	6	を削る。
---	---------------------------------	---	------

様式第2号から様式第6号までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市個人情報保護条例施行規則(平成17年伊勢市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）第22条第1項に規定するグループ長」を「(係を置かない所管課にあつては、所管課長が指名する者)」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第7号、様式第8号、様式第10号及び様式第18号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市防犯推進協議会規則の一部改正)

第4条 伊勢市防犯推進協議会規則（平成17年伊勢市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部」を「危機管理部」に改める。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「行政経営課長」を「財政課長」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第6条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の部危機管理課の項を削り、同部の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理課	課長	危機管理課の所管事務に係る諸収入金の収納	危機管理課員
	防災施設整備課	課長	防災施設整備課の所管事務に係る諸収入金の収納	防災施設整備課員

別表情報戦略局の部行政経営課の項を削り、同部広報広聴課の項の前

に次のように加える。

企画調整課	課長	企画調整課の所管事務に係る諸収入金の収納	企画調整課員
-------	----	----------------------	--------

別表環境生活部の部人権政策課の項中「管理係長」を「人権政策課員」に改める。

別表健康福祉部の部生活支援課の項中「福祉総務係員」を「生活支援課員」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉総務課	課長	福祉総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉総務課員
-------	----	----------------------	--------

別表健康福祉部の部長寿課及び障がい福祉課の項を削り、同部に次のように加える。

高齢・障がい福祉課	課長	高齢・障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉支援係員
-----------	----	--------------------------	--------

別表都市整備部の部都市計画課の項中「都市計画係員」を「都市計画課員」に改める。

別表教育委員会事務局の部生涯学習・スポーツ課の項を削り、同部文化振興課の項の前に次のように加える。

社会教育課	課長	社会教育課の所管事務に係る諸収入金の収納	社会教育課員
スポーツ	課長	スポーツ課の所	スポーツ課員

ツ課		管事務に係る諸 収入金の収納	
----	--	-------------------	--

(伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第7条 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成17年伊勢市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「生活支援課」を「福祉総務課」に改める。

(伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正)

第8条 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則（平成18年伊勢市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「障がい福祉課」を「高齢・障がい福祉課」に改める。

(伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第9条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第14条中「障がい福祉課」を「高齢・障がい福祉課」に改める。

様式第1号及び様式第5号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則の一部改正)

第10条 伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則（平成17年伊勢市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第7条中「長寿課」を「高齢・障がい福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 15 号

### 伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、本市が所有する電気自動車用急速充電器（以下「急速充電器」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置場所)

第 2 条 急速充電器の設置場所は、伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号とする。

#### (利用時間)

第 3 条 急速充電器の利用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### (利用料金)

第 4 条 急速充電器の利用料金の額は、1 回当たり 300 円とする。

#### (利用料金の還付)

第 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (利用の拒否)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、急速充電器の利用を拒否することができる。

- (1) 電気自動車の充電以外の目的で利用するとき。
- (2) 前号のほか、市長が急速充電器の利用に支障があると認めるとき。

#### (禁止行為)

第 7 条 急速充電器の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 充電のための駐車スペース（以下「駐車スペース」という。）の枠外に電気自動車を駐車させ、急速充電器を利用すること。
- (2) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。

- (3) 駐車中の他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 急速充電器を利用する充電以外の目的で駐車スペースに駐車すること。
- (5) 急速充電器を損傷するおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、急速充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の休止)

第8条 市長は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、急速充電器の利用を休止することができる。この場合において、当該急速充電器設置場所の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(損害賠償)

第9条 急速充電器の利用中の自動車の盗難、損傷及び駐車場内の事故等によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

2 急速充電器を損傷し、又は滅失させた者は、速やかに市長に報告するものとし、市長の指示により速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 16 号

### 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（救急隊の編成）

第 5 条 消防長は、救急救命士（救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和 53 年消防庁告示第 2 号）第 5 条第 2 項に規定する救急隊員をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる資器材」を「応急処置及び通信等に必要な資器材で別表第 1 に掲げるもの」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「消防長は、」の次に「救急自動車には、」を加え、「別表第 3 に掲げる資器材」を「応急処置、通信及び救出等に必要な資器材で別表第 2 に掲げるもの」に改める。

第 21 条第 1 項中「感染傷病者搬送・汚染状況報告書」を「感染症傷病者搬送・汚染状況報告書」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 15 条関係）

分類	品名
観察用資器材	血圧計
	血中酸素飽和度測定器
	検眼ライト

	心電計
	体温計
	聴診器
呼吸・循環管理用資器材	気道確保用資器材
	吸引器一式
	喉頭鏡
	酸素吸入器一式
	自動式人工呼吸器一式
	自動体外式除細動器
	手動式人工呼吸器一式
	マギール鉗子
創傷等保護用資器材	固定用資器材
	創傷保護用資器材
保温・搬送用資器材	雨おおい
	スクープストレッチャー
	担架
	バックボード
	保温用毛布
感染防止・消毒用資器材	感染防止用資器材
	消毒用資器材
通信用資器材	無線装置
その他の資器材	懐中電灯
	救急バッグ
	トリアージタグ
	膿盆

	はさみ
	ピンセット
	分娩用資器材
	冷却用資器材

#### 備考

- 1 気道確保用資器材は、経鼻エアーウェイ及び経口エアーウェイを含む気道確保に必要な資器材をいう。
- 2 吸引器一式は、吸引用カテーテルを含む口腔内等の吸引に必要な資器材をいう。
- 3 酸素吸入器一式は、酸素ポンプ、酸素吸入用鼻カニューレ及び酸素吸入用マスクを含む酸素吸入に必要な資器材をいう。
- 4 自動式人工呼吸器一式は、換気回数及び換気量が設定できるものとし、手動式人工呼吸器及び酸素吸入器に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。
- 5 自動体外式除細動器は、救急救命士が使用するものについては、心電図波形の確認及び解析時期の選択が可能なものが望ましく、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。
- 6 手動式人工呼吸器一式は、人工呼吸用のフェイスマスクを含む手動による人工呼吸に必要な資器材をいう。
- 7 固定用資器材は、副子及び頸椎固定補助器具を含む全身又は負傷部位の固定に必要な資器材をいう。
- 8 創傷保護用資器材は、三角巾、包帯及びガーゼを含む創傷被覆に必要な資器材をいう。
- 9 感染防止用資器材は、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルマスク、ゴーグル、N-95マスク及び感染防止衣を含む

感染防止に必要な資器材をいう。

10 消毒用資器材は、各種消毒薬及び各種消毒器を含む消毒に必要な資器材をいう。

11 分娩用資器材は、臍帯クリップを含む分娩に必要な資器材をいう。

12 冷却用資器材は、ディスプレイザブル瞬間冷却材等とする。

別表第2(第15条関係)

分類	品名
観察用資器材	血糖値測定器
呼吸・循環管理用資器材	呼気二酸化炭素測定器具
	自動式心マッサージ器
	ショックパンツ
	心肺蘇生用背板
	特定行為用資器材
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡
通信用資器材	携帯電話
	情報通信端末
	心電図伝送等送受信機器
救出用資器材	救命綱
	救命浮環
	万能斧
その他の資器材	汚物入
	在宅療法継続用資器材
	洗眼器
	リングカッター
その他必要と認められる資器材	

## 備考

- 1 自動式心マッサージ器は、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 2 特定行為用資器材は、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条に定める救急救命処置に必要な資器材とし、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。
- 3 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡は、チューブ誘導機能を有するものとし、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。
- 4 情報通信端末は、傷病者情報の共有や緊急度判定の支援等、救急業務の円滑化に資するための機能を有する資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 5 心電図伝送等送受信機器は、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 6 在宅療法継続用資器材は、医療機関に搬送するまでの間において、在宅療法を継続するために必要な資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。

別表第3を削る。

様式第1号及び様式第3号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第1条 伊勢市経営戦略会議規程(平成17年伊勢市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「市立総合病院」を「市立伊勢総合病院」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 危機管理部長

第7条中「行政経営課」を「企画調整課」に改める。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第2条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「及び規則第22条第1項に規定するグループ長」を削る。

別表第1の1の表15の項中「行政経営課長」を「財政課長」に改める。

別表第1の2の表(注)中「室並びに」を削り、「第23条」を「第21条」に改める。

別表第1の3の表11の部(2)の項及び(3)の項、同表13の項、同表(注)2並びに別表第1の4の表3の項、4の項及び7の項中「行政経営課長」を「財政課長」に改める。

別表第2の2の表中(4)の表を削り、(5)の表を(4)の表とし、(6)の表を(5)の表とし、(7)の表を(6)の表とする。

別表第2中9の表を10の表とし、8の表を9の表とする。

別表第2の7の(3)の表5の項中「行政経営課長」を「財政課長」に改

める。

別表第2中7の表を8の表とし、6の表を7の表とする。

別表第2の5(1)の表を次のように改める。

(1) 健康課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 健康づくり事業の総合的企画及び調整に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 保健指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導の実施に関すること。				○	
3 母子保健事業に関すること。				○	
4 成人及び健康増進事業に関すること。				○	
5 介護予防事業に関すること。				○	
6 母子、成人及び高齢者の健康の保持増進に関すること。				○	
7 国民健康保険特定保健指導に関すること。				○	
8 精神保健事業に関すること。				○	

9 感染症の予防に関する こと。				○	
10 予防接種に関する こと。				○	
11 献血に関する こと。				○	
12 休日・夜間応急診療所 に関する こと。				○	
13 地域医療及び救急医療 に関する こと。				○	
14 伊勢市民健康会議に 関 すること。				○	
15 保健センターの管理に 関 すること。				○	

別表 2 の 5 (3) の表に次のように加える。

11 高齢者等の総合相談・支 援に関する こと。				○	
12 虚弱高齢者の介護予防 に関する こと。				○	

別表第 2 の 5 (4) の表中 3 の項から 5 の項までを削り、6 の項を 3 の項とし、7 の項から 12 の項までを 3 項ずつ繰り上げ、13 の項から 15 の項までを削り、同表に次のように加える。

10 生活保護費返還金の不 納欠損処分	○				
------------------------	---	--	--	--	--

別表第 2 の 5 中 (5) の表から (7) の表までを次のように改める。

(5) 福祉総務課

事項	市長	専決区分	備考
----	----	------	----

		副市長	部長	課長	
1 戦傷病者、戦没者遺族等及び旧軍人等の援護に関すること。				○	
2 福祉資金の償還金に関する事務				○	
3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事務			○		
4 保健福祉計画等の総合調整	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
5 社会福祉事業団体との連絡調整	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
6 社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収、検査、業務停止命令等及び解散命令に関すること。	特に重要又は異例	重要	軽易	定例的かつ軽易	
7 臨時福祉給付金に関すること。				○	

(6) こども課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	

1	保育所及び認定こども園 (以下「保育所等」とい う。)への入所に関するこ と。			○		
2	保育料の決定				○	
3	保育料の減免	基 準 の 明 確 で な い も の 又 は 異 例 な もの			基 準 の 明 確 な もの又 は裁量 の余地 のない もの	
4	保育料の滞納処分				○	
5	保育料の滞納処分の停止			○		
6	保育料の不納欠損処分	○				
7	保育所等の給食に関する こと。				○	
8	市立保育所及び市立認定 こども園の総括管理				○	
9	助産の実施及び母子保護 の実施に関すること。			○		
10	女性保護の実施に関す ること。			○		
11	家庭児童・女性相談に関 すること。			重要	軽易	

12	子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に関する事			重要	軽易	
13	児童館の総括管理				○	
14	おおぞら児童園の総括管理				○	
15	児童手当の認定及び支給				○	
16	児童扶養手当の認定及び支給				○	

(7) 高齢・障がい福祉課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 老人ホームへの入所措置に関する事			○		
2 在宅支援事業の交付決定に関する事				○	
3 障害者計画及び障害福祉計画に関する事	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立			重要	軽易	

支援給付の支給、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付金等の支給及び地域生活支援事業の実施に関すること。					
5 身体障害者手帳の交付に関すること。				○	
6 障害者自立支援事業の実施に関すること。				○	
7 療育手帳の交付に関すること。				○	
8 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。				○	
9 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の認定及び却下並びにこれらの額の改定及び受給事由の消滅に関すること。			○		
10 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給者に係る変更（これらの手当の額の改定に係るものを除く。）に関すること。				○	

別表第2中5の表を6の表とし、4の表を5の表とする。

別表第2の3(3)の表中「行政経営課」を「企画調整課」に改め、3の項から28の項までを削り、別表第2の3中(4)の表を(5)の表とし、(3)の表の次に次の1表を加える。

(4) 財政課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	局長	課長	
1 予算執行計画の決定			○		
2 予算執行計画の変更の決定			○		
3 予算の執行管理		異例又は重要 特に重要		輕易	
4 予算編成要領の作成			○		
5 予算の編成及び決算の確定	○				
6 予算の流用の決定				○	
7 予備費の充当の決定	○				
8 流用を制限された予算の流用の決定				○	
9 弾力条項の適用の決定			○		
10 継続費等予算繰越しの決定	○				
11 予算謄本の交付				○	
12 起債事業計画の申請				○	
13 起債許可予定額決定通				○	

知書に基づく起債許可書の交付申請					
14 償還年次表に基づく市債の元利金の償還				○	
15 長期資金の借入申込み				○	
16 起債前貸の借入申込み				○	
17 公債の登録及び抹消通知				○	
18 地方交付税資料の作成				○	
19 財政状況の公表の作成			○		
20 主要な施策の成果を説明する資料の作成			○		
21 財政状況等調査及び報告			○		
22 財務統計資料の作成				○	
23 予算成立の通知				○	
24 基金の処分	予算に定めのないもの			予算に定められた範囲内での取崩し	
25 基金の繰替運用				○	
26 基金の運用益金の処理等の決定				○	

別表第2中3の表を4の表とし、2の表の次に次の1表を加える。

### 3 危機管理部

#### (1) 危機管理課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 危機管理に関するこ と。	特に重 要	重要	軽易		
2 国民保護に関するこ と。	特に重 要	重要	軽易		
3 防災行政無線の運用管 理			重要	軽易	
4 地域防災計画の総合調 整			重要	軽易	
5 防犯及び暴力追放に係 る意識啓発	特に重 要	重要	軽易	定例 的か つ軽 易	
6 防犯施設の維持管理			重要	軽易	
7 自主防犯活動に関する こと。	特に重 要	重要	軽易	定例 的か つ軽 易	

#### (2) 防災施設整備課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	

1 防災施設の整備推進	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
-------------	------	----	----	---------	--

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第3条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第5条」を「第4条」に改め、「並びに同規則第4条第1項に規定するグループ」を削る。

第7条第2項中「又はグループ長」、「及びグループ」、「又はグループ」及び「、グループ長」を削る。

第32条第2項中第3号を削り、同条に次の1項を加える。

3 施行する文書のうち権利、義務等に関する重要なものは、決裁文書と契印しなければならない。

別表第1中危の項を削り、債の項の次に次のように加える。

危	危機管理部危機管理課
防	危機管理部防災施設整備課

別表第1中行の項を次のように改める。

企	情報戦略局企画調整課
---	------------

別表第1中広の項の前に次のように加える。

財	情報戦略局財政課
---	----------

別表第1中生の項の次に次のように加える。

福	健康福祉部福祉総務課
---	------------

別表第1長の項を次のように改める。

高障	健康福祉部高齢・障がい福祉課
----	----------------

別表第 1 中障の項を削る。

(伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第 4 条 伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程（平成 17 年伊勢市訓令第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「18 人」を「19 人」に改め、同条第 2 項第 7 号中「行政経営課長」を「企画調整課長」に改め、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 8 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 財政課長

(伊勢市契約審査委員会規程の一部改正)

第 5 条 伊勢市契約審査委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「9 人」を「10 人」に、「総務部長」を「総務部長 危機管理部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市地域包括支援センター運営規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第4号

伊勢市地域包括支援センター運営規程を廃止する規程

伊勢市地域包括支援センター運営規程（平成19年伊勢市訓令第4号）  
は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第 5 号

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令

伊勢市防災行政無線局管理運用規程（平成 17 年伊勢市訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「通信運用を図るため」を「通信の運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか」に改める。

第 2 条第 1 号中「電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第 8 号中「伊勢市役所」を「伊勢市」に改める。

第 4 条中「総務部」を「危機管理部」に改める。

第 5 条第 1 項中「総務部長及び総合支所長」を「危機管理部長」に改める。

第 6 条第 1 項中「及び地域振興課長」を「、地域振興課長及び伊勢市消防本部通信指令課長」に改め、同条第 2 項中「それぞれの庁舎に設置されている防災行政無線局の業務を処理する」を「通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 副管理者は、防災行政無線局の運用状況等を把握し、その機能が充分発揮できるよう管理しなければならない。

第 7 条第 1 項中「本庁舎においては」を「本庁舎にあつては」に、「各防災担当者を危機管理課以外の遠隔制御器を設置した部課」を「防災担当者を、伊勢市消防本部通信指令課」に改め、「当該部課の」を削り、同条第 2 項中「防災行政無線局の運用及び管理業務に従事する」を「防災行政無線局を管理及び運用する」に改める。

第 8 条第 1 項中「指名する者」を「指名するもの」に改め、同条第 2 項中「上司」を「副管理者又は通信取扱責任者」に改める。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。

第 13 条中第 3 号から第 5 号までを削り、同条を第 12 条とする。

第 13 条の 2 中「固定系通報回線」を「固定系通信回線」に改め、同条を第 13 条とする。

第 27 条の見出しを「(台帳の整備)」に改め、同条中「戸別受信機を貸与した者の住所、氏名及び管理番号」を「使用者の住所等」に、「戸別受信機貸与者台帳」を「伊勢市防災行政無線戸別受信機管理台帳」に改め、同条を第 33 条とする。

第 26 条を削る。

第 25 条を第 28 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

(戸別受信機の設置)

第 29 条 市長は、市が必要と認めた公共施設及び市が指定する避難所（以下「公共施設等」という。）に戸別受信機を設置するものとする。

- 2 戸別受信機の設置台数は、1 つの公共施設等につき 1 台を原則とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その台数を増加して設置することができる。

(戸別受信機の貸与)

第 30 条 市長は、固定系子局により通報を受信できない地域に居住する者であって市長が必要と認めた者に戸別受信機を貸与することができる。

- 2 戸別受信機の貸与台数は、1 世帯につき 1 台を原則とする。

(戸別受信機の貸与の申請等)

第 31 条 前条の規定により戸別受信機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢市防災行政無線戸別受信機貸与申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 戸別受信機の貸与を受けた者は、伊勢市防災行政無線戸別受信機借用

書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（戸別受信機の管理等）

第32条 第29条の規定により戸別受信機が設置された公共施設等を管理する者及び前条の規定により戸別受信機の貸与を受けた者（以下これらを「使用者」という。）は、戸別受信機の適正な管理に努め、異常のあるときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

2 戸別受信機の設置費及び修理費は、市の負担とする。ただし、使用者に故意又は重大な過失がある場合は、使用者が負担するものとする。

3 戸別受信機の使用に係る電気使用料及び補助電源用乾電池の購入費は、使用者の負担とする。

4 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

5 使用者は、伊勢市から転出するとき、又は市長が設置若しくは貸与を取り消したときは、速やかに戸別受信機を返還しなければならない。

第24条を第27条とし、第23条を第26条とし、第22条を第25条とする。

第21条第1項中「副管理者」を「管理者」に改め、同条を第24条とする。

第20条を削る。

第19条第1項中「副管理者」を「管理者」に改め、同条第2項中「、総合訓練及び個別訓練とし」を削り、同条を第23条とする。

第18条を第22条とする。

第17条中「呼出し又は応答の方法その他」を削り、「法及び別に定めるところによるものとする」を「別に定める」に改め、同条を第21条とする。

第16条を第20条とする。

第 15 条第 2 項中「めいりょう」を「明瞭」に改め、同条を第 19 条とする。

第 14 条を第 18 条とする。

第 13 条の 5 中「副管理者」を「管理者」に改め、同条に次のただし書きを加え、同条を第 17 条とする。

ただし、電磁的記録等によりその内容を把握できる場合においては、これを省略することができる。

第 13 条の 4 を第 16 条とする。

第 13 条の 3 第 1 項中「固定系通報回線」を「固定系通信回線」に改め、「それぞれの」を削り、同条を第 15 条とする。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(固定系通報の方法)

第 14 条 固定系通信回線による通報の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 固定系一斉通報 全ての固定系子局に対して一斉に行う通報をいう。
- (2) 固定系ブロック別通報 指定した地域の固定系子局に対してブロック別に行う通報をいう。
- (3) 固定系個別通報 特定の固定系子局のみに対して行う通報をいう。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

移動系無線局の種別及び設置場所

種 別	設(常)置場所	備 考
基地局	伊勢市役所本庁舎内 二見総合支所庁舎内 小俣総合支所庁舎内	

	御菌総合支所庁舎内	
陸上移動局	市関係施設	127 局

別表第 2 (第 3 条関係)

固定系無線局及び受信設備の種別並びに設置場所

種 別	設置場所
固定系親局	御菌町長屋地内
固定系遠隔制御器	岩渕 1 丁目地内 神田久志本町地内 二見町茶屋地内 小俣町元町地内
固定系中継局	辻久留町地内
固定系子局	I001 岩渕 1 丁目地内
	I002 宇治今在家町地内
	I003 宇治館町地内
	I004 桜木町地内
	I005 宇治浦田 2 丁目地内
	I006 宇治浦田 2 丁目地内
	I007 桜木町地内
	I008 久世戸町地内
	I009 倭町地内
	I010 岡本 1 丁目地内
	I011 岩渕 2 丁目地内
	I012 岩渕 3 丁目地内
	I013 吹上 2 丁目地内
	I014 船江 2 丁目地内
	I015 船江 2 丁目地内

I016	船江 4 丁目地内
I017	河崎 1 丁目地内
I018	宮後 2 丁目地内
I019	一之木 2 丁目地内
I020	一之木 5 丁目地内
I021	一志町地内
I022	八日市場町地内
I023	大世古 4 丁目地内
I024	曾祢 1 丁目地内
I025	常磐 1 丁目地内
I026	二俣 1 丁目地内
I027	二俣 2 丁目地内
I028	二俣 4 丁目地内
I029	辻久留町地内
I030	辻久留 2 丁目地内
I031	辻久留 3 丁目地内
I032	中島 2 丁目地内
I033	宮川 1 丁目地内
I034	神社港地内
I035	神社港地内
I036	小木町地内
I037	小木町地内
I038	馬瀬町地内
I039	馬瀬町地内
I040	下野町地内
I041	大湊町地内

I042	大湊町地内
I043	大湊町地内
I044	大湊町地内
I045	大湊町地内
I046	神田久志本町地内
I047	神久3丁目地内
I048	黒瀬町地内
I049	黒瀬町地内
I050	黒瀬町地内
I051	黒瀬町地内
I052	通町地内
I053	一色町地内
I054	田尻町地内
I055	勢田町地内
I056	勢田町地内
I057	勢田町地内
I058	勢田町地内
I059	藤里町地内
I060	勢田町地内
I061	藤里町地内
I062	藤里町地内
I063	藤里町地内
I064	旭町地内
I065	旭町地内
I066	前山町地内
I067	大倉町地内

I068	大倉町地内
I069	佐八町地内
I070	津村町地内
I071	西豊浜町地内
I072	西豊浜町地内
I073	西豊浜町地内
I074	植山町地内
I075	磯町地内
I076	東豊浜町地内
I077	東豊浜町地内
I078	有滝町地内
I079	有滝町地内
I080	村松町地内
I081	村松町地内
I082	村松町地内
I083	村松町地内
I084	村松町地内
I085	村松町地内
I086	東大淀町地内
I087	東大淀町地内
I088	東大淀町地内
I089	柏町地内
I090	柏町地内
I091	野村町地内
I092	上地町地内
I093	上地町地内

I094	上地町地内
I095	上地町地内
I096	栗野町地内
I097	栗野町地内
I098	中須町地内
I099	中須町地内
I100	川端町地内
I101	中村町地内
I102	中村町地内
I103	楠部町地内
I104	楠部町地内
I105	楠部町地内
I106	楠部町地内
I107	一字田町地内
I108	朝熊町地内
I109	朝熊町地内
I110	朝熊町地内
I111	鹿海町地内
I112	上野町地内
I113	上野町地内
I114	上野町地内
I115	円座町地内
I116	神菌町地内
I117	横輪町地内
I118	矢持町地内
I119	東大淀町地内

I120	村松町地内
I121	村松町地内
I122	村松町地内
I123	西豊浜町地内
I124	上地町地内
I125	上地町地内
I126	上地町地内
I127	円座町地内
I128	辻久留 2 丁目地内
I129	浦口 2 丁目地内
I130	一之木 4 丁目地内
I131	船江 1 丁目地内
I132	東豊浜町地内
I133	馬瀬町地内
I134	下野町地内
I135	神社港地内
I136	一色町地内
I137	一色町地内
I138	船江 2 丁目地内
I139	通町地内
I140	黒瀬町地内
I141	鹿海町地内
I143	神久 2 丁目地内
I144	神田久志本町地内
I145	楠部町地内
I146	岡本 1 丁目地内

I147	西豊浜町地内
I148	中之町地内
I149	宇治浦田1丁目地内
I150	矢持町地内
I151	矢持町地内
I152	矢持町地内
I153	宇治今在家町地内
I154	宇治今在家町地内
I155	横輪町地内
I156	大湊町地内
I157	上野町地内
I158	宇治今在家町地内
I159	有滝町地内
I160	佐八町地内
I161	津村町地内
I162	円座町地内
I163	朝熊町地内
I164	西豊浜町地内
I165	御菌町新開地内
I166	鹿海町地内
I167	中村町地内
I168	中村町地内
I169	藤里町地内
I170	前山町地内
I171	栗野町地内
I172	柏町地内

I173	村松町地内
I174	一字田町地内
I175	下野町地内
I176	朝熊町地内
I177	磯町地内
I178	小木町地内
I179	神久5丁目地内
I180	竹ヶ鼻町地内
I181	通町地内
I182	宇治今在家町地内
I183	東豊浜町地内
I184	藤里町地内
I185	楠部町地内
F001	二見町今一色地内
F002	二見町今一色地内
F003	二見町荘地内
F004	二見町西地内
F005	二見町溝口地内
F006	二見町山田原地内
F007	二見町山田原地内
F008	二見町荘地内
F009	二見町西地内
F010	二見町荘地内
F011	二見町江地内
F012	二見町江地内
F013	二見町光の街地内

F014	二見町三津地内
F015	二見町松下地内
F016	二見町松下地内
F017	二見町松下地内
F018	二見町松下地内
F019	二見町西地内
F020	二見町西地内
F021	二見町江地内
F022	二見町西地内
F023	二見町今一色地内
F024	二見町溝口地内
F025	二見町荘地内
F026	二見町江地内
F027	二見町松下地内
F028	朝熊町地内
F029	二見町光の街地内
F030	二見町松下地内
F031	二見町溝口地内
0001	野村町地内
0002	小俣町明野地内
0003	小俣町明野地内
0004	小俣町明野地内
0005	小俣町新村地内
0006	小俣町元町地内
0007	小俣町元町地内
0008	小俣町元町地内

0009	小俣町元町地内
0010	小俣町本町地内
0011	小俣町本町地内
0012	小俣町湯田地内
0013	小俣町宮前地内
0014	小俣町本町地内
0015	小俣町宮前地内
0016	小俣町明野地内
0017	小俣町明野地内
0018	小俣町明野地内
0019	小俣町相合地内
0020	小俣町相合地内
0021	小俣町相合地内
0022	小俣町湯田地内
0023	小俣町湯田地内
0024	小俣町宮前地内
0025	小俣町宮前地内
0026	小俣町新村地内
0027	小俣町明野地内
0028	小俣町湯田地内
0029	小俣町相合地内
0030	小俣町元町地内
0031	小俣町相合地内
0032	小俣町相合地内
0033	小俣町元町地内
0034	小俣町本町地内

0035	上地町地内
0036	小俣町本町地内
0037	小俣町本町地内
0038	小俣町本町地内
M001	御菌町長屋地内
M002	御菌町小林地内
M003	御菌町小林地内
M004	御菌町小林地内
M005	御菌町上條地内
M006	御菌町王中島地内
M007	御菌町新開地内
M008	御菌町長屋地内
M009	御菌町王中島地内
M010	御菌町長屋地内
M011	御菌町長屋地内
M012	御菌町長屋地内
M013	御菌町高向地内
M014	御菌町高向地内
M015	御菌町高向地内
M016	御菌町高向地内
M017	御菌町高向地内
M018	御菌町高向地内
M019	御菌町高向地内
M020	御菌町長屋地内
M021	御菌町新開地内
M022	御菌町高向地内

M023	御薊町高向地内
------	---------

様式第1号中「(第13条の3関係)」を「(第15条関係)」に、「(あて先)」

を「(宛先)」に、「[一般通報・緊急通報]」を「通報」に、

「  
通報日時

年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分 ~ を

通報日時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分 ~
通報種別	普通 ・ 緊急

に、「テープ使用」を「音声合成・音源」に、「[承認・不承認]」を「(承認・不承認)」に改める。

様式第2号中「(第26条関係)」を「(第31条関係)」に、「設置(使用)

者」を「使用者」に、

申請者

(あて先) 伊勢市長

住 所	⑩	を	「	(宛先) 伊勢市長
氏 名				
電話番号				
」			」	
申請者 住 所	⑩	に改める。	」	
氏 名				
電話番号				
」			」	

様式第 3 号中「(第 26 条関係)」を「(第 31 条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第 4 号中「(第 27 条関係)」を「(第 33 条関係)」に、「伊勢市防災行政無線戸別受信機貸与者台帳」を「伊勢市防災行政無線戸別受信機管理台帳」に、「貸与年月日」を「設置又は貸与年月日」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の伊勢市防災行政無線局管理運用規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する

規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

## 伊勢市病院事業管理規程第1号

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「診療情報管理係」を削り、同項第3号中「医事係」を「医事係 診療情報管理係」に改める。

第7条の表経営企画室の部企画係の項に次の1号を加える。

- (5) 医療情報と経営情報との一体的管理及びこれらの活用に関すること。

第7条の表経営企画室の部診療情報管理係の項を削り、同表医療事務課の部医事係の項の次に次のように加える。

診療情報管理係

- (1) 入退院診療諸記録の整理及び保管に関すること。
- (2) 疾病、傷害及び死因分類に関すること。
- (3) 診療統計の作成及び報告に関すること。
- (4) 図書室及び病歴室の管理及び運営に関すること。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成26年4月から平成27年3月までの間の地域手当に関する特例措置)

- 8 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、第9条第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、

「0」とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

## 伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程  
市立伊勢総合病院の診療等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理  
規程第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「70円」を「72円」に改め、同項第2号中「157  
円」を「162円」に改め、同項第3号中「52円」を「54円」に改める。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 伊勢市告示第 33 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町 101 番地アーバンネット四条烏丸ビル	株式会社フューチャーコマース 代表取締役 杉本 和彦

### 2 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

### 3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区神田錦町 1-1	ミニストップ株式会社

## 伊勢市告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

### 2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 35 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 古 布 章 宏

伊勢市上野町 1013 番地

変更後 廣 耕太郎

伊勢市上野町 1311 番地

## 伊勢市告示第 36 号

指定介護予防支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 25 第 2 項の規定により、指定介護予防支援事業の廃止の届出があったので、同法第 115 条の 30 第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称  
伊勢市
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地  
名称 伊勢市地域包括支援センター  
所在地 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
- 3 廃止の届出の受理をした年月日  
平成 26 年 2 月 26 日
- 4 サービスの種類  
介護予防支援

伊勢市告示第 37 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 に規定する委託を受けた者から地域包括支援センターの設置の届出があったので、同法第 115 条の 46 第 8 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称  
伊勢市中部地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称  
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
- 3 地域包括支援センターの所在地  
伊勢市八日市場町 13 番 1 号
- 4 設置の年月日  
平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 38 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 22 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定介護予防支援事業者の名称  
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名称 伊勢市中部地域包括支援センター  
所在地 伊勢市八日市場町 13 番 1 号
- 3 指定の年月日  
平成 26 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類  
介護予防支援

伊勢市告示第 39 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称  
社会福祉法人 伊勢医心会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名称 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 神路園  
所在地 伊勢市二俣町 577 番地 9
- 3 指定の年月日  
平成 26 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

伊勢市告示第 40 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称  
社会福祉法人 ウェルケア
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名称 地域密着型特別養護老人ホーム 伊勢あさま苑  
所在地 伊勢市朝熊町 3074 番地 11
- 3 指定の年月日  
平成 26 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

伊勢市告示第 41 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 及び第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 11

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称  
株式会社 明日葉
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名称 グループホームあした葉 結の家みやがわ  
所在地 伊勢市佐八町 712 番地 1
- 3 指定の年月日  
平成 26 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

伊勢市告示第 42 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 及び第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称  
有限会社 くろべ
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名称 デイホームみそのむら  
所在地 伊勢市御薊町高向 481 番地
- 3 指定の年月日  
平成 26 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類  
認知症対応型通所介護  
介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 26 年 4 月 23 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに第 23 条の規定による縦覧に供する日及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1 被登録資格の決定<br>の基準となる日 | 平成 26 年 4 月 17 日<br>(ただし、年齢要件の基準については平成 26 年<br>4 月 23 日現在満二十年以上の者とする) |
| 2 登録を行う日              | 平成 26 年 4 月 17 日   |
| 3 縦覧に供する日             | 平成 26 年 4 月 18 日<br>午前 8 時 30 分から午後 5 時まで                              |
| 4 縦覧の場所               | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号<br>伊勢市役所東庁舎 4 階<br>伊勢市選挙管理委員会室                     |

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 26 年 4 月 23 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者届  
出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

提出場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
岡本会館 1 階事務室

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

平成 26 年 4 月 19 日任期満了の豊浜土地改良区総代選挙について、下記のとおり  
執行します。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 森 裕 幸

記

- 1 選挙期日 平成 26 年 4 月 16 日 (水)
- 2 投票時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙すべき総代数

選挙区 (投票区)	選挙区域	総代数
第 1 選挙区	西豊浜町、磯町、植山町、小俣町	35 名
第 2 選挙区	東豊浜町、檜原町、御菌町	20 名

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 26 年 4 月 16 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、  
伊勢市公告式条例によります。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 森 裕 幸

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 26 年 4 月 16 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出  
場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

提出場所 伊勢市西豊浜町 3044 番地  
豊浜地区コミュニティセンター内  
豊浜土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 26 年 4 月 16 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式  
を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、  
これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

平成 26 年 4 月 16 日執行の豊浜土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき  
印を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記



伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

平成 26 年 4 月 16 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 森 裕 幸

第 1 選挙区

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	奥野 吉勢	省略	永井 勝彦

第 2 選挙区

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	古野 義久	省略	右京 文助

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

平成 26 年 4 月 16 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記  
のとおり選任します。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 森 裕 幸

記

第 1 選挙区

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	藤原 誠	省略	大仲 徹治

第 2 選挙区

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	南端 孝明	省略	中村 政行

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

豊浜土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

平成二十六年  
執行

豊浜土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしゃしめい  
候補者氏名

--

豊浜土改選第1選挙区選挙長告示第1号

平成26年4月16日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、  
別紙のとおり届出がありました。

平成26年4月10日

豊浜土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 奥野 吉勢

届出 受理号	届出 月日	届出 の別	こうほしやしめい 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4月10日	本人	大西 常夫	男	省略	S27.7.26	61	無党派	農業
2	4月10日	本人	奥野 喜久	男	省略	S29.9.28	59	無党派	農業
3	4月10日	本人	奥野 祐則	男	省略	S36.8.16	52	無党派	農業
4	4月10日	本人	梶野 芳和	男	省略	S27.8.21	61	無党派	農業
5	4月10日	本人	中西 和也	男	省略	S28.10.5	60	無党派	農業
6	4月10日	本人	中西 章	男	省略	S26.8.2	62	無党派	農業
7	4月10日	本人	中西 重喜	男	省略	S32.4.4	57	無党派	農業
8	4月10日	本人	日置 多門	男	省略	S29.8.1	59	無党派	農業
9	4月10日	本人	日置 種松	男	省略	S25.6.2	63	無党派	農業
10	4月10日	本人	藤原 久男	男	省略	S27.3.1	62	無党派	農業
11	4月10日	本人	藤原 長哉	男	省略	S29.8.31	59	無党派	農業
12	4月10日	本人	藤原 陽	男	省略	S26.12.17	62	無党派	農業
13	4月10日	本人	大仲 弘紀	男	省略	S37.8.11	51	無党派	農業
14	4月10日	本人	大仲 逸人	男	省略	S32.2.12	57	無党派	農業
15	4月10日	本人	大仲 悟	男	省略	S24.10.18	64	無党派	農業
16	4月10日	本人	楠木 義夫	男	省略	S26.2.15	63	無党派	農業
17	4月10日	本人	中西 創	男	省略	S48.9.24	40	無党派	農業
18	4月10日	本人	中西 正治	男	省略	S24.11.24	64	無党派	農業
19	4月10日	本人	廣垣 長八	男	省略	S25.2.1	64	無党派	農業
20	4月10日	本人	廣垣 明則	男	省略	S25.2.28	64	無党派	農業
21	4月10日	本人	森井 義則	男	省略	S25.4.26	63	無党派	農業
22	4月10日	本人	佐々木 貞夫	男	省略	S28.8.19	60	無党派	農業
23	4月10日	本人	佐々木 茂人	男	省略	S33.3.2	56	無党派	会社員兼農業
24	4月10日	本人	佐々木 源武	男	省略	S26.3.31	63	無党派	農業
25	4月10日	本人	野呂 晶実	男	省略	S24.12.20	64	無党派	農業
26	4月10日	本人	野呂 勝治	男	省略	S28.1.20	61	無党派	会社員兼農業
27	4月10日	本人	奥山 勉	男	省略	S23.7.13	65	無党派	農業
28	4月10日	本人	楠 治一	男	省略	S23.10.18	65	無党派	農業
29	4月10日	本人	奥山 春和	男	省略	S27.4.9	62	無党派	農業
30	4月10日	本人	安井 正登	男	省略	S23.4.27	65	無党派	農業
31	4月10日	本人	大倉 三夫	男	省略	S31.7.25	57	無党派	会社員兼農業
32	4月10日	本人	大倉 博文	男	省略	S31.7.27	57	無党派	農業
33	4月10日	本人	楠木 晴久	男	省略	S24.4.15	65	無党派	農業
34	4月10日	本人	三宅 清嗣	男	省略	S24.11.5	64	無党派	農業
35	4月10日	本人	中村 朝生	男	省略	S13.6.10	75	無党派	農業

豊浜土改選第1選挙区選挙長告示第2号

平成26年4月16日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成26年4月10日

豊浜土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 奥野 吉勢

豊浜土改選第1選挙区選挙長告示第3号

平成26年4月16日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成26年4月10日

豊浜土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 奥野 吉勢

記

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成26年4月16日（水）午前10時                             |
| 2 | 場 所 | 伊勢市西豊浜町3044番地<br>豊浜地区コミュニティセンター内<br>豊浜土地改良区事務所 |

豊浜土改選第2選挙区選挙長告示第1号

平成26年4月16日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、  
別紙のとおり届出がありました。

平成26年4月10日

豊浜土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 古野 義久

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	こうほしやしめい 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4月10日	本人	角屋 幸保	男	省略	S25.9.6	63	無党派	農業
2	4月10日	本人	中世古 大助	男	省略	S28.12.30	60	無党派	農業
3	4月10日	本人	山中 康博	男	省略	S23.11.17	65	無党派	農業
4	4月10日	本人	山中 秋政	男	省略	S23.8.23	65	無党派	農業
5	4月10日	本人	中世古 好史	男	省略	S23.2.26	66	無党派	農業
6	4月10日	本人	中世古 忠	男	省略	S22.7.24	66	無党派	農業
7	4月10日	本人	荒木 利弘	男	省略	S29.1.24	60	無党派	農業
8	4月10日	本人	中村 光志	男	省略	S24.5.15	64	無党派	農業
9	4月10日	本人	中村 猛	男	省略	S37.8.18	51	無党派	農業
10	4月10日	本人	中村 尚平	男	省略	S18.6.20	70	無党派	農業
11	4月10日	本人	古野 保	男	省略	S26.1.24	63	無党派	農業
12	4月10日	本人	辻 寿弘	男	省略	S33.11.11	55	無党派	農業
13	4月10日	本人	中村 好孝	男	省略	S24.12.6	64	無党派	農業
14	4月10日	本人	辻井 一郎	男	省略	S47.9.22	41	無党派	農業
15	4月10日	本人	山田 信人	男	省略	S33.3.16	56	無党派	農業
16	4月10日	本人	伊藤 隆徳	男	省略	S50.12.11	38	無党派	農業
17	4月10日	本人	右京 賢一	男	省略	S45.9.11	43	無党派	農業
18	4月10日	本人	坂本 博文	男	省略	S23.2.13	66	無党派	農業
19	4月10日	本人	坂本 隆生	男	省略	S39.12.30	49	無党派	農業
20	4月10日	本人	南 義雄	男	省略	S23.10.22	65	無党派	農業

豊浜土改選第2選挙区選挙長告示第2号

平成26年4月16日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成26年4月10日

豊浜土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 古野 義久

豊浜土改選第2選挙区選挙長告示第3号

平成26年4月16日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成26年4月10日

豊浜土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 古野 義久

記

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成26年4月16日（水）午前10時                             |
| 2 | 場 所 | 伊勢市西豊浜町3044番地<br>豊浜地区コミュニティセンター内<br>豊浜土地改良区事務所 |

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成26年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
176	二見設備	伊勢市二見町莊796 番地	平成26年3月18日

伊勢市上下水道事業告示第9号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成26年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
230	増改築 山崎	松阪市清生町372番地	平成26年3月31日
265	オケカ厨熱	松阪市駅部田町1724番地1	平成26年3月31日
273	愛豊建設 株式 会社	伊勢市西豊浜町1861番地	平成26年3月31日
277	川谷水道工業所	多気郡明和町佐田1100番 地2	平成26年3月31日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
163	株式会社 玉 城建設工業	度会郡玉城町佐田 733 番地 19	平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 26 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
334	ヤナギ設備	志摩市浜島町桧山 路 475 番地	平成 26 年 4 月 4 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 12 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 26 年 4 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 26 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 26 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
小俣町明野の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 26 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により伊勢市森林整備計画を立てたので、同条第 10 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 27 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 4 項の規定により公告します。

平成 26 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 職権消除年月日

平成 26 年 4 月 10 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
省 略	省 略
省 略	省 略

伊勢市公告第 28 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 26 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抹消年月日

平成 26 年 4 月 10 日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住所	氏名	登録番号
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

伊勢市公告第 29 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	古市町	シーズー	白黒	雌	小	91 日 以上	首輪あり、 両耳に赤い リボン、老 犬

2 抑留した日 平成 26 年 4 月 14 日

3 抑留期限 平成 26 年 4 月 21 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市上下水道事業公告第 1 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 3 年二見町条例第 20 号) 第 5 条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成 9 年小俣町条例第 17 号) 第 5 条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年御菌村条例第 12 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 26 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成 26 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 平成 26 年度賦課対象区域

二見町荘、二見町西、二見町溝口の各一部

小俣町明野、小俣町元町、小俣町本町、小俣町相合、小俣町湯田の各一部

御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、

御菌町上條の各一部